

介護サービス事業者 様

諏訪広域連合介護保険課長

令和 7 年度介護職員等処遇改善加算の実績報告について（通知）

日頃から、介護サービスの提供に御尽力いただき、感謝申し上げます。

標記については、厚生労働省から発出された「「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和 7 年 2 月 7 日老発 0207 第 5 号）により、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに提出することとされています。

つきましては、令和 7 年度に介護職員等処遇改善加算を算定した事業者は、下記により実績報告書を提出してください。

なお、実績報告書の事業所名については、昨年度ご提出いただいている令和 7 年度の計画書に記載した事業所と一致させてください。

記

1 提出書類 実績報告書

※諏訪広域連合ホームページに提出書類様式を掲載しています。

2 提出期限 令和 8 年 7 月 31 日（金）必着

3 提出方法 電子メールで提出してください。

(1) メール の 件名 は「【法人名】処遇改善加算実績報告」としてください。

(2) エクセルファイルで提出してください。（PDF 形式は不可）

(3) 電子ファイルでの提出が困難な場合は、郵送や窓口への持参も可。

4 提出先メールアドレス Kaigojigyousyo@union.suwa.lg.jp

（事業所係のメールアドレスです。）

※Gmail や Yahoo!メールなどのフリーメールから送信した場合、こちらで受信できない場合があります。送信前に事業所係までご連絡ください。

5 留意事項

(1) 令和 7 年度の介護職員等処遇改善加算計画書の内容について、変更の必要がある場合、変更届出書の提出が必要となります。

6 その他

- (1) 長野県国民健康保険団体連合会が毎月送付する「介護職員処遇改善加算総額のお知らせ」により、各事業所・施設の加算受給額（利用者負担を含む。）を確認できます。また、お知らせに記載されている〇月審査分については、〇月の前月請求に係るものとなっています。

(例：4月審査分 → 3月請求分を4月に審査したという意味です。)

- (2) 請求漏れ、エラー等の理由により、賃金改善実施期間の終期までに支払うことができなかった場合、翌年度の実績報告の加算受給額に含めてください。

諏訪広域連合 介護保険課 事業所係 担 当 : 伊藤・五味・保苅・清水 電 話 : 0266-82-8162 (直通) FAX : 0266-71-2071 E-mail: kaigojigyousyo@union.suwa.lg.jp
--